

Multiple Visa

As Temporary visitor 90days

数次査証 短期滞在 90日

<対象者>

◆商用目的の企業関係者

次のいずれかの条件を満たす企業で課長相当以上の地位にある者、もしくは1年以上在職している常勤者（IT技術者を含む）。

- 国公営企業
- 株式上場企業（第三国・地域の株式市場に上場されている企業を含む）
- JCCM会員企業であり、かつ、本邦に生活基盤もしくは連絡先を有する企業（日系企業駐在員事務所を含む）
- 本邦の株式上場企業が出資している合弁会社、子会社、支店等
- 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業。

◆文化人・知識人等

- 国際的に著名な又は相当程度の実績が認められる美術・文芸・音楽・演劇・舞踊等の芸術家及び人文科学（文学・法律・経済学等）・自然科学（理学・工学・医学等）の科学者
- 相当程度の実績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- 大学の講師以上の職にある者（常勤の者に限る）
- 国公立の研究所及び国公立の美術館・博物館の課長職以上の者

◆上記対象者の配偶者、子

<必要書類>

- 申請人が上記対象者であることが証明出来る資料。
 - ◇在職証明、各種免許、Company Extract（コピー）、登記簿謄本、四季報写等※ご不明な場合は個別にお問い合わせください。
 - ◇対象者の家族の場合は世帯員一覧表等家族関係が確認できるもの。
- 数次査証を必要とする理由書。

渡航目的やその他個別の事情により追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方へのインタビューや日本の外務省への照会等が必要となります。そういった場合には希望の渡航予定日までに審査が終了しないことがありますので、日数に余裕を持って早めに申請するようにお願いします。（申請から10日以上経過しても大使館から連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際には受理票に記載されたバーコード番号と申請者のお名前をお伝え下さい）。

いずれの書類も発行から3ヶ月以内のものをご提出下さい。

またミャンマー語の書類は原本と訳文（日または英）と各コピーを添付して下さい。

特に記載のないものについては原本（1部）をご提出下さい。